

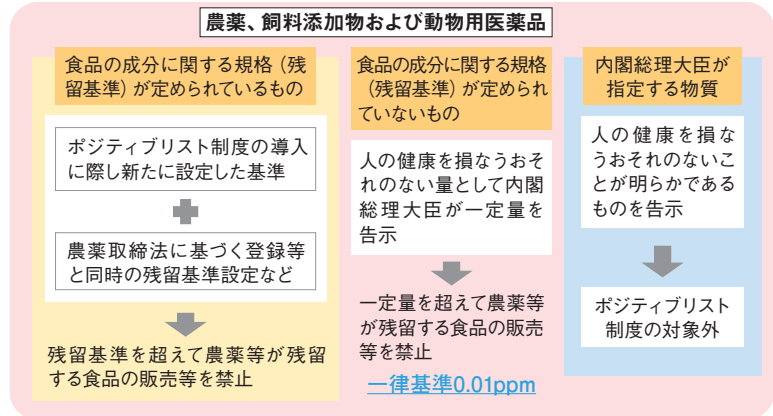
5 食品に残留する農薬等の規制（ポジティブリスト制度）

食品中に残留する全ての農薬、飼料添加物および動物用医薬品（以下「農薬等」という。）について、残留基準を設定し、基準を超えて残留する食品の販売などを禁止しています。

全ての農薬等について、基準を超えて食品中に残留する場合、その食品の販売などを原則禁止する、いわゆるポジティブリスト制度を導入しています。

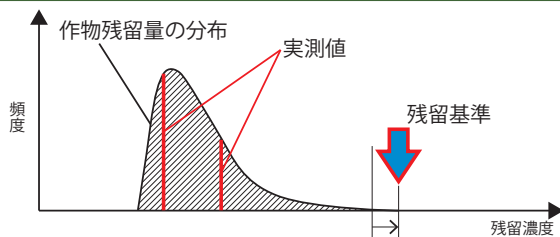
例えば、残留基準が設定されていない農薬が一律基準を超えて食品中に残留していることが明らかになった場合なども、規制の対象となります。

食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度



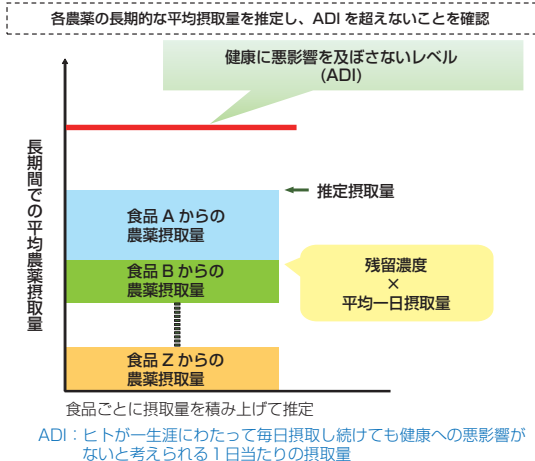
残留基準の設定方法

- 同じ使用方法で農薬を使用しても、実際の残留量にはバラツキが生じることから、残留試験の結果から残留基準を設定する際は試験の実測値からある程度の分布を推定して基準を設定。

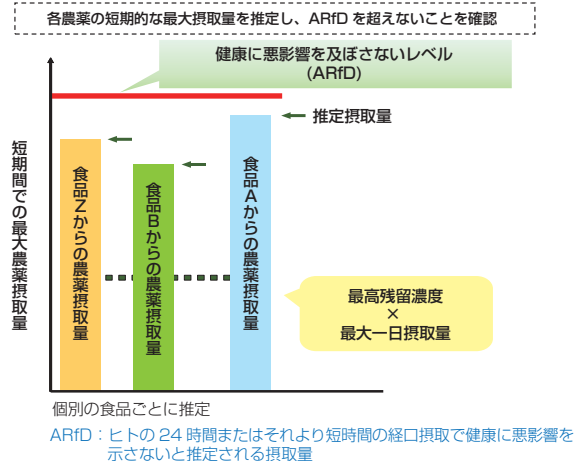


つまり・・・
適正に農薬を使用していれば、
残留基準を超えることがないように
基準を設定。

ADIに基づくリスク管理



ARfDに基づくリスク管理



取り組み内容

基準などの策定

- ・食品規格の一つとして、食品中の農薬等の残留基準を設定
- ・農薬等の分析法の開発

摂取量把握

農薬等の摂取量調査（マーケットバスケット調査）の実施

消費者等への情報提供

ウェブサイトを通じた情報の提供「食品中の残留農薬等」
https://www.caa.go.jp/policies/policy/standards_evaluation/pesticide_residues

